

退職手当

1 退職手当とは

職員⁽¹⁾が退職⁽²⁾した場合に、「職員の退職手当に関する条例」に基づいて支給⁽³⁾される手当です。

2 請求手続き

退職手当は、本人からの請求に基づいて支給されます。



書類の提出期限については、小中学校及び県立学校の給与事務担当者に確認してください。年度末は多数の退職者があるため、退職は発令日前にあらかじめ書類の提出期限⁽⁴⁾を設けています。請求には、次の書類が必要となります。

○必ず必要となる書類

- ・退職手当請求書
- ・退職所得の受給に関する申告書
- ・履歴書
- ・振込先口座の預金通帳の写し（Ａ口座の場合は不要。）
- ・退職手当報告書

○該当者⁽⁵⁾のみ必要となる書類

- ・前歴証明書
- ・退職手当支給等に関する証明書

なお、提出期限に遅れたり、記入漏れや記入誤りがあると、退職手当の支給が遅れる場合がありますので、注意してください。

3 支給予定日

年度末退職者に対する退職手当の支給日は、４月末日を予定しています。支給予定日については、学校の給与事務担当者に確認してください。

4 退職手当の計算

退職手当の金額は、次の式によって計算されます。

$$\text{退職手当} = \text{退職手当の基本額} \times 0.87 + \text{退職手当の調整額}$$

(1) 退職手当の基本額

退職手当の基本額は、次の式によって計算されます。

$$\text{退職手当の基本額} = \text{退職日の給料月額} \times \text{支給率}$$

- (1) 任期付職員、臨時的任用職員は含まれますが、再任用職員は含まれません。
(2) 在職期間が６月以上となる場合に限りです。
(3) 引き続き他の地方公共団体等の職員となる場合は支給されないことがあります。
(4) 平成２９年度末退職者の提出期限は、平成２９年９月２９日となっていました。
(5) 国及び他の地方公共団体等の職員として勤務した履歴がある場合に必要となります。

退職日の給料月額には、「教職調整額」と「給料の調整額」を含みます。

支給率⁽⁶⁾は、勤続期間と退職事由によって異なります。

(2) 退職手当の調整額

退職手当の調整額⁽⁷⁾は、その人の在職期間の各月ごとに、その人が属していた区分に応じて定める額のうち、その額が高い方から5年分(60月分)を合計した額です。

(3) 応募認定による定年前早期退職者の特例

定年に達する日から6月前までに退職した職員のうち、勤続期間が20年以上で、かつ年齢が定年から15年を減じた年齢以上の退職者にあつては、退職日の給料月額は「特例給料月額」を用いて計算します。

特例給料月額は、次の式によって計算されます。

$$\text{特例給料月額} = \text{退職日の給料月額} \times \{ 1 + (\text{加算率}^{*1}) \}$$

年齢	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59 *2	60
加算率 (%)	45	42	39	36	33	30	27	24	21	18	15	12	9	6	2	0

(※ 1) 加算率：3%×定年までの残年数

(※ 2) 年齢が59歳で誕生日が4月2日から10月1日までの者の加算率は0%となります

5 勤続期間の計算

退職手当における勤続期間の計算は、公務員として引続いた⁽⁸⁾在職期間により計算されます。在職期間の計算は、公務員となった月から退職した月までの月数により行いますので、月途中の採用又は退職であっても、その月は1月と計算されます。

また、在職期間に1年未満の端数がある場合、その端数が6月末満の場合は切り捨て、6月以上の場合は切り上げて計算します。

なお、次の事由による期間は在職期間から除かれます。

○その期間の全てが除算となるもの

- ・専従休職 ・自己啓発休業 ・配偶者同行休業

○その期間の1/2が除算となるもの

- ・停職 ・起訴休職 ・普通休職⁽⁹⁾

- ・介護欠勤 ・高齢者部分休業 ・大学院修学休業

- ・育児休業（子が1歳に達した月の翌月以降に限る。）

○その期間の1/3が除算となるもの

- ・育児休業（子が1歳に達した月まで。ただし、育休期間の終期が平成4年4月1日以降のものに限る。）

- ・育児短時間勤務

(6) 別表1参照

(7) 別表2参照

(8) 在職した期間に1日も空白がないことです。

(9) 平成20年4月1日以降の休職期間のみ除算対象となります。

退職手当の退職事由別支給率

〈別表1〉

勤続 年数	自己都合	傷 病	定 年	応募認定（早期退職）	
				1年以上 24 年以下	勤続 25 年以上
1	0.600	1.000	1.000	1.250	
2	1.200	2.000	2.000	2.500	
3	1.800	3.000	3.000	3.750	
4	2.400	4.000	4.000	5.000	
5	3.000	5.000	5.000	6.250	
6	3.600	6.000	6.000	7.500	
7	4.200	7.000	7.000	8.750	
8	4.800	8.000	8.000	10.000	
9	5.400	9.000	9.000	11.250	
10	6.000	10.000	10.000	12.500	
11	8.880	11.100	13.875	13.875	
12	9.760	12.200	15.250	15.250	
13	10.640	13.300	16.625	16.625	
14	11.520	14.400	18.000	18.000	
15	12.400	15.500	19.375	19.375	23.250
16	15.390	17.100	21.375	21.375	24.900
17	16.830	18.700	23.375	23.375	26.550
18	18.270	20.300	25.375	25.375	28.200
19	19.710	21.900	27.375	27.375	29.850
20	23.500	23.500	29.375	29.375	31.500
21	25.500	25.500	31.375	31.375	33.150
22	27.500	27.500	33.375	33.375	34.800
23	29.500	29.500	35.375	35.375	36.450
24	31.500	31.500	37.375	37.375	38.100
25	33.500	33.500	39.750		39.750
26	35.100	35.100	41.550		41.550
27	36.700	36.700	43.350		43.350
28	38.300	38.300	45.150		45.150
29	39.900	39.900	46.950		46.950
30	41.500	41.500	48.750		48.750
31	42.700	42.700	50.550		50.550
32	43.900	43.900	52.350		52.350
33	45.100	45.100	54.150		54.150
34	46.300	46.300	55.950		55.950
35	47.500	47.500	57.000		57.000
36	48.700	48.700	57.000		57.000
37	49.900	49.900	57.000		57.000
38	51.100	51.100	57.000		57.000
39	52.300	52.300	57.000		57.000
40	53.500	53.500	57.000		57.000
41	54.700	54.700	57.000		57.000
42	55.900	55.900	57.000		57.000
43	57.000	57.000	57.000		57.000
44	57.000	57.000	57.000		57.000
45	57.000	57.000	57.000		57.000

退職後の医療保険制度

共済組合の年金制度

共済組合貸付金／私的年金
退職後の健診／宿泊施設の利用

退職手当／財形貯蓄／児童手当
個人型確定拠出年金

退職手当の調整額

〈別表2〉

退職手当の調整額は、次の(1)、(2)の場合を除き、在職期間の各月ごとに、その者が属していた区分に応じた調整額（月額）のうち、その額が多いものから60月分を合計した額となります。

(1) 勤続4年以下の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者

下記により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 勤続9年以下の自己都合退職者

退職手当の調整額は支給しない。

	調整額（月額）	教 育 職
第2号区分	59,550円	4級（役職加算が20%の者）
第3号区分	54,150円	4級（管理職手当1種・2種の者）
第4号区分	43,350円	4級（第2号及び第3号以外の者）
第5号区分	32,500円	3級（管理職手当が3種の者）
第6号区分	27,100円	3級（第5号以外の者）・2級（役職加算が10%の者）
第7号区分	21,700円	2級（役職加算が5%の者）
第8号区分	0円	2級（第6号及び第7号以外の者）・1級

	行政職	研究職	学校栄養職	現業職
第2号区分	8級			
第3号区分	7級	5級		
第4号区分	6級	4級		
第5号区分	5級	3級（課長補佐級）	5級（課長補佐級）	5級
第6号区分	4級	3級	5級	4級
第7号区分	3級	2級（副主査）	4級・3級	3級
第8号区分	2級・1級	2級・1級	2級・1級	2級・1級